

庁舎用 A E D 貸貸借
仕様書

令和 8 年度

二戸地区広域行政事務組合二戸消防署

仕様書

1 総則

この仕様書（以下「本仕様書」という。）は、二戸地区広域行政事務組合二戸消防署（以下「当署」という。）が契約する庁舎用AED（以下「当物品」という。）賃貸借について、必要な事項を定める。

2 規格及び数量

当物品は、本仕様書に定めるところによるほか、救急業務実施基準（昭和39年自消甲教発第6号通知）を遵守し、薬事法、薬事法施行令、薬事法施行規則及びその他関係法令の規格に適合するものであること。

庁舎用AED 5台

1台の内訳は次表の構成とする。

品名・規格	数量
AED本体（オートショック機能）	1台
バッテリー	1個
電極パッド	2個
キャリングケース	1個
レスキューキット （ハサミ、手袋、カミソリ、蘇生用マウスピース）	1個

3 仕様

機器の仕様については、別紙「機器仕様書」のとおりとし、性能及び仕様が劣るものは一切認めない。

4 賃貸借契約期間

令和8年8月1日から令和13年7月31日まで

（地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約）

5 賃借料の支払い

賃借料はAED1台あたりの賃借料総額を基に算定し、60回（5年間）の均等月額払いとする。

6 検査、受領及び保証等

(1) 納入検査

ア 当署職員及び納入者が立会いのうえ実施する。

イ 納入物品に瑕疵等があった場合、速やかに交換すること。

(2) 受領

納入検査の実施後、当署が合格と認めた場合に受領するものとする。

(3) 保証

製作及び材料不良等に起因する故障等問題が生じた場合、受注者の責任において無償で是正修復するものとする。また、盗難・故障・被災時の保証も契約金額に含めるものとする。

(4) 保守

AED本体のメーカーが推奨する機器耐用年数の期間を保守期間とし、消耗品の定期交換、AED使用後の交換消耗品及びオンラインに伴う費用も契約金額に含めるものとする。

7 その他

(1) 当物品は、本仕様書に定める規格・基準をすべて満たすものであること。

(2) 契約に当たっては本仕様書を熟知し、疑問な点は当署と十分協議の上契約すること。また、契約後の一切の疑義は、当署解釈に従うこと。

なお、質疑応答事項は、本仕様書の追補とする。

(3) 受注者は、納入までに発生したいかなる事故に対してもその責任を負うものとする。

(4) 本仕様書に定めない事項又は細部についての疑義及び不明事項が生じたときは、直ちに当署と協議すること。

なお、諸々の理由により本仕様書に変更を必要とするときは、直ちに当署に連絡し、その指示を受けた後、速やかに確認の図書を提出して承認を受けること。

(5) 本仕様書に定めない事項について、メーカーの公表した仕様並びに機能上、当然必要と思われるものは対応すること。

(6) 特許等工業所有権に関する法令、第3者の有する特許法、実用新案法、又は意匠法上の権利及び技術上の知識を侵害することがないように必要な処置を講ずること。これらの運用、適用にかかる費用は受注者が負担すること。

(7) 契約終了後の当物品の扱いは、回収して適切な処理をすること。

(8) 納入物品は、すべて新規製品とすること。

(9) 受注者は、納入時、当物品の取り扱いについて技術指導を行うこと。

8 納品場所

岩手県二戸市金田一字上田面300番地2

二戸地区広域行政事務組合二戸消防署

別紙

機器仕様書

AED本体

数量	5台
メーカー	日本光電工業株式会社または同等品以上とする
販売名	自動体外式除細動器 AED-3200シリーズ AED-3200/AED-3201
外装保護	IP55以上の防塵防水性能を有すること

バッテリー

数量	5個
メーカー	AED本体のメーカーに準ずる
仕様	二酸化マンガンリチウム一次電池(充電不可)
交換サイクル	概ね4年及び使用時

電極パッド

数量	10個
メーカー	AED本体のメーカーに準ずる
仕様	使い捨て除細動パッド(未就学児から成人までパッド共通のもの)
交換サイクル	概ね2年及び使用時

キャリングケース

数量	5個
メーカー	AED本体のメーカーに準ずる
仕様	AED本体に適合するもの

レスキューキット

数量	5個
メーカー	AED本体のメーカーに準ずる
仕様	ハサミ、手袋、カミソリ、蘇生用マウスピース、タオル